最終更新日：2016年6月22日
株式会社 ジャフコ
取締役社長 豊貴　伸一
問合せ先：03-5223-7536（代表）
証券コード：8595
http://www.jafco.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その充実に継続的に取り組みます。
・ステークホルダーとの関係を尊重すること
・意思決定の透明性・公正性を確保すること
・適正な監督体制を構築すること
・効率的でスピード感を持った業務運営体制を構築すること

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、上記の基本的な考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの具体的な取り組みをまとめた「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」（以下、「当社基本方針」といいます）を制定しています。内容は、以下の当社ウェブサイトに掲載しています。

＊当社ウェブサイト
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」
日本語：http://www.jafco.co.jp/corporate/governance/
英　語：http://www.jafco.co.jp/english/corporate/governance/

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項は以下のとおりです。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】　当社基本方針　第2章　1（4）
・当社は以下の場合に限り、いわゆる政策保有株式として上場会社の株式を保有することがあります。
（i）業務上の協力関係の維持・強化に有用であると判断する場合
（ii）その財産的価値が当社の財務上有用と判断する場合
・主要な政策保有株式については、保有の合理性について取締役会において定期的に検証します。上記目的に加え、保有に伴う中長期的なリターンとリスクを検討した結果、継続保有の合理性が乏しいと判断する場合は、可能な限り売却に努めます。
・政策保有株式に係る議決権の行使は、提案されている議案が中長期的に企業価値の向上につながるかを検討し、当該企業の状況等も勘案したうえで、賛否を判断します。

【原則1-7　関連当事者間の取引】　当社基本方針　第2章　1（6）
・当社役員との取引にあたっては、法令等に従い、あらかじめ取締役会等の承認を得たうえで、行います。
・当社の関連会社または主要株主（それらの子会社を含む）との取引にあたっては、市場相場等を踏まえた適正な条件で行います。また、当該取引の可否は、その内容や金額等に応じて、取締役会や代表取締役等の機関において判断・承認します。

【原則3-1（i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画】　当社基本方針　第1章　1
（1）　経営理念
当社は、「プライベート・エクイティを通じた価値創造」を経営理念とし、企業の成長や産業の新陳代謝を促し、新たな価値を創造することで、社会に貢献してまいります。

（2）　経営戦略
当社は、4つのプロセスの循環からなる「プライベート・エクイティ投資のバリューチェーン」の実現を通じて、ファンドパフォーマンスの最大化を図り、当社の持続的成長を目指します。

＜プライベート・エクイティ投資のバリューチェーン＞
1. リスクマネーの創造（ファンド組成）
プライベート・エクイティ市場へリスクマネーを導入し、良質な投資機会を捉えるために充分な投資資金を確保します。
2. 厳選・集中投資の実行
インキュベーション投資からベンチャー・中堅企業投資やバイアウト投資など、様々な成長ステージや規模の有望企業を厳選して投資し、ポートフォリオを構築してまいります。
3. 投資先の価値向上
投資先の経営に主導的に関与し成長を支援することで、投資先の事業基盤を確立し、企業価値を向上させる活動を行ってまいります。
4. 適切なEXITの実現
投資先のIPOやM＆A等、適切なEXITを実現することで、キャピタルゲインの増大を目指します。

当社は、未上場企業投資ファンドを運用し、ファンドの運用報酬を得るとともに、一定の自己資金をファンドに出資することで、ファンドの投資成果を享受しております。
すなわち、投資先の企業価値を向上させ、ファンドのパフォーマンスを最大化することが、当社の収益拡大に直結し、企業価値の増大につながります。それによって、継続的にファンドを組成し、さらなるリスクマネーを確保することも可能となります。

「プライベート・エクイティ投資のバリューチェーン」の実現は、当社のすべてのステークホルダーの利益に資するものであり、また、社会全体への貢献につながるものと考えます。

(3) 経営計画
当社は、プライベート・エクイティ投資の事業特性上、国内外の株式市場および新規上場市場の影響を強く受け、さらに、当社は一定の自己資金をファンドに出資していることから、その収益が短期間に大きく変動します。そのため、ファンドパフォーマンスに長期的な目標を設定し、それを実現していくことで、中長期的な企業価値の増大を目指します。

【原則3-1(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 】 当社基本方針 第1章 2
当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
また、当社基本方針を策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。

【原則3-1(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 】 当社基本方針 第4章 2(3)
・複数の独立社外取締役を含む監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会は当社の業績および本人の貢献度を評価し、それらの評価を適切に反映して、取締役および執行役員の報酬を決定します。
・取締役および執行役員の報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成し、臨時報酬と基本報酬の一部は業績と連動させます。
・株主の中長期的な利益と連動する自社株型の報酬も必要に応じて検討します。

【原則3-1(iv) 取締役会が経営幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 】 当社基本方針 第4章 2(4)
・取締役および執行役員の人事については、会社の業績等の評価や貢献度等を踏まえ、複数の独立社外取締役を含む監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会で決定します。
・独立社外取締役の候補者には、「社外取締役の独立性に関する基準」を踏まえ、企業経営や専門分野での豊富な経験と識見を有し、独立社外取締役の役割・責務を果たすことが期待される人材を選定します。

【原則3-1(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明 】【2016年6月22日更新】
2016年6月21日開催の第44回定時株主総会において選任された取締役5名の個々の選任理由は、同株主総会の招集通知(株主総会参考書類)の中で説明しています。
また、監査等委員である取締役4名の選任理由は、2015年6月16日開催の第43回定時株主総会招集通知(株主総会参考書類)で説明しています。
上記の株主総会招集通知は当社ウェブサイトに掲載しています。
＊当社ウェブサイト http://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/meeting/

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】 当社基本方針 第4章 2(1)
・取締役会は株主に対する責任を踏まえ、持続的成長と企業価値の向上を目指し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業務執行を監督します。
・定例取締役会は原則月１回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催します。
・取締役会付議事項は「取締役会規程」に定めています。当社は、重要な業務執行については独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定することを基本方針としています。そのため、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定していません。
・なお、投資案件の判断は、迅速な意思決定を行うため、取締役社長を委員長とする「投資委員会」にて行っています。ただし、当社本体で投資を行う場合など、当社が運営するファンドとの利益相反のおそれがある場合は、投資委員会に加え、取締役会においても審議し、その可否を判断します。
・また、案件の内容や重要性に応じ、代表取締役または担当役員に「稟議規程」に基づき決裁権限を委譲しています。

【原則4-8 独立取締役の有効な活用】 当社基本方針 第4章 5(2)
当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性をさらに高めるため、取締役の3分の１以上を独立社外取締役とすべく、今後も適任者を選任するよう取り組みます。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 当社基本方針 第4章 5(3)
東京証券取引所の独立性基準も踏まえ、取締役会において「社外取締役の独立性に関する基準」を制定し、本報告書の「その他独立役員に関する事項」、株主総会招集通知および独立役員届出書に記載し、開示しています。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成などに関する考え方 】 当社基本方針 第4章 8
・取締役会の業務執行と監督機能が十分に発揮されるよう、取締役としての実務能力・経験、専門知識・識見を有する人材を、多様性にも配慮した上で選任します。
・取締役会は、定款に定める上限(監査等委員ではない取締役10名、監査等委員である取締役6名)以内で、当社の規模および事業内容に鑑み、取締役会が高い実効性を発揮できる構成と規模を維持します。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】 当社基本方針 第4章 8
取締役の主な兼任状況は、株主総会招集通知に記載し、開示します。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】 当社基本方針 第4章9
取締役会において、毎年その実効性に関する分析および評価を行い、評価結果の概要を開示します。

2015年度の取締役会の実効性評価について、その結果の概要は以下のとおりです。

取締役会の実効性評価のため、全取締役に対し質問票によるアンケート及び常勤監査等委員による各取締役へのヒアリングを実施いたしました。そのうえで、これらの結果を踏まえ、取締役会において議論を行いました。
その結果、当社の取締役会の実効性は総じて確保されていると判断しております。取締役会の規模や構成、運営方法や、取締役会における議論の状況等は概ね適切であると認識しております。
ただし、取締役会における報告の効率化や議論・審議する項目といった点などには工夫の余地があり、改善を図ってまいります。
また、取締役会の規模や社内・社外のバランスについては、今後も問題意識をもって検討いたします。
上記の評価結果を踏まえ、当社は、業務執行の効率や機動性をさらに高めるとともに、取締役会による監督を一層充実させる等、引き続き取締役会の実効性の向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニング方針の開示】 当社基本方針 第4章 12
・取締役がその責任を適切に果たすために必要なトレーニング等を実施します。
・取締役が新たに就任する際に、取締役の責任やコーポレート・ガバナンスに関する知識について研修を実施し、就任後も法改正等に関する

研修を継続的に実施します。
・社外取締役が就任する際に、事業に関する基本的知識を説明するとともに、その後も必要に応じて経営課題等について情報提供を行います。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】　当社基本方針　第2章　1(7)
当社は、株主との建設的な対話に関する方針を以下のとおり定めています。

＜株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針＞
・当社は、中長期的な企業価値の向上に資するため、IR活動を通じ株主その他の投資家との建設的な対話を行います。
・IR活動は管理担当役員が統括し、社内の関係部署と密接に連携しつつ、管理部広報担当が窓口となって行います。
・機関投資家向けに年2回の決算説明会を開催し、取締役社長が説明を行うとともに、当該説明会の概要および説明用資料は当社Webサイトで開示します。
・機関投資家との個別面談は、合理的な範囲で取締役または管理担当役員が対応することを基本とします。
・定期的に取締役社長等による海外へのIR訪問を実施し、海外投資家との対話の機会を設けます。
・株主である国内外の機関投資家と継続的に面談し、それらの投資家の株主総会における議決権行使の考え方を把握するとともに、当社の経営方針や戦略に対する理解が深まるように努めます。
・当社Webサイト等を通じて、IR関連資料をはじめ、当社の経営方針、投資活動および財務状況等に関する情報発信の充実に努めます。また、株主総会招集通知の記載の充実を図り、株主に適確な情報を提供します。さらに、これらの情報については、重要性を踏まえ可能な限り英文でも提供します。
・投資家との対話を通じて得られた意見等は役員に随時フィードバックするとともに、取締役会において報告して今後の経営に活用します。
・インサイダー情報については社外への漏洩を防ぐため社内規程を設けて適切に管理します。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 野村ホールディングス株式会社 | 6,184,200 | 12.81 |
| 株式会社野村総合研究所 | 4,948,000 | 10.25 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 3,929,400 | 8.14 |
| 野村アセットマネジメント株式会社 | 2,304,000 | 4.77 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,251,900 | 2.59 |
| STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A／C UK LONDON BRANCH CLIENTS－ UNITED KINGDOM(常任代理人　香港上海銀行東京支店) | 1,130,821 | 2.34 |
| THE CHASE MANHATTAN BANK 385029(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部) | 1,046,500 | 2.17 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT(常任代理人　香港上海銀行東京支店) | 954,300 | 1.98 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 774,200 | 1.60 |
| CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人　シティバンク銀行株式会社) | 763,162 | 1.58 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 証券、商品先物取引業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 16 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 田波　耕治 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 秦　　信行 | 学者 | △ | | | | | | △ | | | | |
| 秋葉　賢一 | 公認会計士 | | | | | | | | △ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 田波　耕治 | ○ | ○ | ――― | 同氏は、行政機関や国際機関で重要な職責を歴任されています。また現在は弁護士として高度な専門性を有して活動され、その実績・識見は高く評価されています。同氏には、財政・金融・税務や国際分野における高い識見や法律関連の専門知識を活かし、独立の立場から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。これまで同氏または同氏が所属する法律事務所と当社との間で取引等はありません。また同氏は、下記【独立役員関係】の「その他独立役員に関する事項」に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。 |
| 秦　　信行 | ○ | ○ | 同氏は過去に、当社の主要株主である株式会社野村総合研究所に在籍し、1991 | 同氏は、現在大学教授として日米のベンチャーキャピタル(VC)やベンチャービジネスに |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 年6月より1994年3月まで当社へ出向しておりました。1994年3月の株式会社野村総合研究所退職及び当社への出向満了からは既に20年以上が経過しております。その間、2013年6月より2015年6月まで当社の監査役に就任していたこと以外に、同氏と当社との間で特筆すべき取引等はございません。 | 関する研究の第一人者であります。こうした同氏のグローバルで豊富な経験や専門知識、VC業界全体を見据えた広い視野を活かし、独立の立場から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。なお、同氏は当社の監査役として、中立性・客観性をもってその職務を適切に遂行していただいておりました。また同氏は、下記【独立役員関係】の「その他独立役員に関する事項」に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。 |
| 秋葉　賢一 | ○ | ○ | 当社は、2013年3月期に連結会計に関する助言及び意見書作成に対する報酬として同氏に135万円を支払いました。また、2013年4月より2015年2月まで同氏と顧問契約を締結し、会計制度や会計基準の背景・考え方等に関する助言を受けておりましたが、その報酬額は年額150万円でありました。現在、当社は同氏との間に取引関係はございません。 | 同氏は、公認会計士の資格を有し、会計分野の専門家として国際的な会計制度に精通し日本の会計基準の整備に貢献してこられました。現在は大学院教授として研究活動や人材の育成にも尽力されております。その豊かな経験と高い専門性を活かし、独立の立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。また同氏は、下記【独立役員関係】の「その他独立役員に関する事項」に記載している当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。こうしたことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 4 | 1 | 1 | 3 | 社内取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし |

### 現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の取締役または使用人はおりませんが、監査等委員会の指示または必要に応じて内部監査室および管理部が補助を行っております。
今後も、監査等委員会の職務を補助すべき取締役または使用人を必要に応じ配置するものとし、当該使用人の人事については、取締役と監査等委員会が協議を行います。
監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の補助業務を遂行する際の、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものといたします。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室と毎月情報交換の機会を設けるとともに、内部監査室が行った内部監査の結果報告を受け、監査上の問題点等を共有いたします。また、監査等委員会は、会計監査人との協議の機会を設けて、情報交換・意見交換を行うとともに監査報告、監査計画等を確認し、法令改正等への対応を含む監査上の課題等について状況把握を行います。
監査等委員会の監査にあたっては、内部監査室の監査の結果を活用します。また内部監査室は、監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 3 名 |

### その他独立役員に関する事項

各社外取締役は、いずれも当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」（下記参照）および東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

＜社外取締役の独立性に関する基準＞
当社の社外取締役は、当社に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。
(1) 本人が、現在または過去10年間において、当社および当社の子会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の役員（業務を執行する者に限る。）または使用人でないこと。
(2) 本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
i. 当社の業務執行者が役員に就任している、または過去3年間において役員に就任していた他の会社の業務執行者（*1）
ii. 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
iii. 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
iv. 当社の主要な借入先（*2）の業務執行者
v. 当社グループの主要な取引先（*3）の業務執行者
vi. 当社グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している法律、会計、税務等の専門家、コンサルタントその他の者
vii. 法律、会計、税務、コンサルティングその他の専門的サービスを提供する法人、組合等の団体であって、主要な取引先にあたる団体のパートナーその他業務を執行する者
viii. 一定額を超える寄付金（*4）を当社グループより受領している団体の業務を執行する者
(3) 本人の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。
i. 現在または過去3年間における当社グループの業務執行者
ii. 現在、上記 (2)i.～viiiに該当する者
（注）
*1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者に限る。）および執行役員等の重要な使用人をいう。
*2 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
*3 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%の金額を超える取引先をいう。
*4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | その他 |

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認された報酬総額の限度内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、各取締役の業績への貢献度等を考慮して取締役会にて決定しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

【2015年4月1日～2016年3月31日】
取締役（監査等委員を除く）（社外取締役を除く） 324百万円
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く） 23百万円
監査役（社外監査役を除く） 3百万円
社外役員 48百万円

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

複数の独立社外取締役を含む監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会は当社の業績および本人の貢献度を評価し、それらの評価を適切に反映して、取締役の報酬を決定いたします。
取締役の報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成し、臨時報酬と基本報酬の一部は業績と連動させます。
監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

## 【社外取締役のサポート体制】

現在、社外取締役を補助すべき専任の取締役または使用人はおりませんが、社外取締役の指示または必要に応じて内部監査室および管理部が補助を行っております。また、監査等委員会において、常勤の監査等委員が社外取締役である監査等委員と情報を共有しております。
取締役会に際しては、あらかじめ資料を配布したうえで、社外取締役に対し審議事項を原則として事前に説明しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

【業務執行・経営の監督の仕組み】
＜会社の機関＞
会社の機関として会社法に規定する取締役会および過半数が独立社外取締役で構成される監査等委員会を設置して、経営上の重要な意思決定と取締役の業務執行の監査・監督を行っております。
＜迅速・効率的な業務執行＞
投資案件の判断は、迅速な意思決定を行うため、取締役社長を委員長とする投資委員会にて行っています。投資委員会には、監査等委員である取締役も参加しています。
＜監査状況＞
内部監査は、「内部監査規則」に基づき行われております。専従スタッフ1名により運営される独立組織の内部監査室が、業務全般の状況を監査しております。内部監査室は、監査結果を取締役社長および監査等委員会ならびに必要に応じて取締役会に報告し、改善事項がある場合は、被監査部署から改善内容の報告を受けております。
監査等委員会監査は、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査規程」に準拠し行います。監査等委員は、取締役会をはじめ重要な会議または委員会に出席する他、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたします。また、代表取締役との間で定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室ならびに会計監査人と定期的に協議を行い、情報交換、意見交換を通じて取締役の業務執行を監査し、経営監視機能を果たします。
監査等委員会は、内部監査室と毎月情報交換の機会を設けるとともに、内部監査室が行った内部監査の結果報告を受け、監査上の問題点等を共有いたします。また、監査等委員会は、会計監査人による監査報告、監査計画等を確認するとともに、法令改正等への対応を含む監査上の課題等について状況把握を行います。
当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、2016年3月期における業務執行は公認会計士岩部俊夫・公認会計士松村洋季により行われております。継続関与年数は両氏とも7年以内であります。当該事業年度の監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他9名でした。
＜役員の人事、報酬の決定＞
取締役・執行役員の人事および報酬については、当社の業績等の評価や本人の貢献度等を踏まえ、複数の独立社外取締役を含む監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会で決定しています。

【参考資料：業務執行・経営の監督の仕組み】をご覧ください。

【責任限定契約の内容の概要】
当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、定款第28条及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とも法令が規定する額としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2015年6月16日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当社は、未上場企業への投資を専業とし、リスクマネーを供給する専門性の高い事業を行っております。こうした事業特性および人員数、事業規模等に照らし、取締役会はコンパクトな人員数で迅速かつ的確な意思決定に努めております。
こうした点を勘案し、独立社外取締役および過半数が独立社外取締役で構成される監査等委員会の機能を活用し、業務執行の監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンス体制を一層強化、さらなる企業価値の向上を目指すことが、当社のガバナンス体制として最も有効であると考え、本体制を選択しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 2016年6月21日株主総会　2016年5月24日発送 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 2016年6月21日に開催 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 実施しています。<br>株主総会の招集通知を送付する際に、電磁的方法により議決権が行使できる旨並びに議決権を行うインターネットサイトを株主あてに通知しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 当社は、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりますので、議決権行使の方法として、ご利用いただけます。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 全文の英訳版を作成し、当社英文ウェブサイトにて公開しております。 |
| その他 | 招集通知（和文と英訳版）を、発送に先立ち2016年5月13日に当社ウェブサイトに掲載しております。<br>和文：<br>http://www.jafco.co.jp/ir/shareholder/meeting/<br>英訳版：<br>http://www.jafco.co.jp/english/ir/shareholder/meeting/ |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回（第2四半期決算・本決算の際に開催） | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 年1回（欧州・北米にて、本決算の際に個別訪問） | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信・決算説明資料・適時開示資料・有価証券報告書/四半期報告書・株主総会招集通知・コーポレートガバナンス報告書・アニュアルレポート・ネットIR等 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 管理部広報担当を設置の上対応 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、2015年9月に制定した「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、当社のステークホルダー（株主、従業員、ファンド出資者、投資先企業、社会）との関係に関する考え方につき定めております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は、情報開示に関わる諸法令・諸規則に従い、利用者にとり有益な内容となるよう、適時適切な情報開示を行います。また、上記に該当しない場合でも、当社の理解のために重要あるいは有益であると判断した情報については、積極的に公表します。（ただし、個人情報、顧客情報、および関係者の権利を侵害することとなる情報等は除きます。）さらに、開示にあたっては、情報提供の公平性に配慮して行います。<br>上記の方針については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。 |
| その他 | 当社はプライベート・エクイティ投資を通じて、社会に必要とされる事業や企業に資金を提供し、その成長を支援します。環境をはじめ社会的な課題を解決する革新的なテクノロジーや、ビジネスを効率化し、また生活に豊かさをもたらす新たなサービスを提供する企業に対し、その事業の立ち上がりを促進することで、より良い社会の発展に貢献してまいります。 |

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための内部統制システムならびに当社監査等委員会の職務の執行のために必要な体制を以下のように整備し、運用しております。

【内部統制システムに関する基本的考え方】

1.当社グループの取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、当社グループの取締役および執行役員（これらに相当する役職にある者を含む。以下同じ。）は、全社的な見地から当社グループ全般の法令遵守の徹底に率先して努めます。また、当社取締役社長が指名するコンプライアンス・オフィサーは当社グループの法令遵守に対する取り組み全般を統括いたします。
・当社は、当社グループ各社に共通のグローバル・コンプライアンス・ポリシーを作成し、当社グループ各社は、当該ポリシーに基づき、所在国の法制度、企業規模、組織体系その他の特性を踏まえた法令等の遵守体制を整備し、徹底いたします。
・反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨みます。反社会的勢力の排除に組織全体として取り組み、そのための対応部署を設置し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携いたします。
・当社の内部監査室は、当社グループにおける法令等の遵守状況を監査し、取締役社長および監査等委員会ならびに必要に応じて取締役会に報告いたします。また、当該監査を受けた部署または子会社は、是正または改善の必要を指摘された場合はすみやかに対処いたします。
・法令等に違反する、または違反するおそれがある行為を当社グループの役職員等が直接当社に情報提供する方法としてジャフコホットラインを設置し、運営しております。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報を、法令や社内規程に従って適切に保存・管理いたします。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループの取締役および執行役員は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有しております。また、当社の管理担当役員は当社グループのリスク管理に対する取り組みを横断的に推進いたします。
・当社においては、当社の主たる事業であるプライベート・エクイティ投資に係るリスクを管理するため、社内規程に基づき代表取締役を委員長とする所定の委員会が投資の可否を決定いたします。その決定にあたっては、投資部門とは別途に投資調査担当部署の所見を求めます。また投資部門が未上場投資先会社の業容を随時かつ定期的に把握し、必要に応じた対応を行います。
・海外子会社においては、所在国、企業規模、組織体系その他の特性を踏まえた適切な体制を設け、投資判断や投資先企業の業容把握等を行い、プライベート・エクイティ投資に係るリスクを管理します。
・当社グループの取締役および執行役員は、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、直ちに当社の管理担当役員に報告し、当社は事案に応じ適切な対応を行います。

4.当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社の取締役・執行役員の職務分担を明確にし、業務分掌や職務権限に係る社内規程を設け、役割分担や指揮命令関係などを通じて業務の効率的な遂行を図ります。
・当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況の監督を行います。
・当社グループの管理会計制度を充実させ、当社の取締役会において定期的に管理会計上の実績を報告することにより、部署および子会社ごとの業績管理の徹底を図ります。
・国・地域により特色が異なるプライベート・エクイティ投資の特性に鑑み、日本・米国・アジアの3極ごとに投資およびファンド運用に係る委員会その他必要な会議を設置し、プライベート・エクイティ投資に係る意思決定の効率化を図ります。

5.当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・子会社の役員に当社の取締役、執行役員または使用人を派遣するとともに、当社取締役会で子会社の社長が定期的に当該子会社における重要な業務執行状況の報告を行います。
・子会社は、その財務情報および子会社が管理するファンドの運用状況について、定期的に当社に報告いたします。さらに業務上関連する部署間での情報交換などを通じて、当社および子会社間で業務の適正を確保するための連携を図ります。
・子会社の社長は、各社の業務の適正を確保するための体制や施策等を整備する権限と責任を有しております。
・当社による内部監査および監査等委員会の監査は、子会社もその対象として実施いたします。

6.監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・必要に応じ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役または使用人を配置するものとし、当該使用人の人事については、取締役と監査等委員会が協議を行います。
・監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の補助業務を遂行する際の、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものといたします。
・監査等委員会の監査にあたっては、内部監査室の監査の結果を活用いたします。また内部監査室は、監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

7.当社グループの取締役等および使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社グループの取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務の執行ならびに業務の状況について報告いたします。
・当社グループの取締役、執行役員および使用人は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、取締役の不正行為、ならびにジャフコホットラインによる通報内容のうち重大なものを、すみやかに監査等委員会に報告いたします。
・ジャフコホットラインの通報窓口には当社監査等委員を含めることといたします。
・ジャフコホットラインに通報した者や当社監査等委員会への報告を行った者は、当該通報・報告を理由として不利な取扱いを受けないものといたします。

8.監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保するため必要な予算を設けるとともに、監査等委員より費用の申請があった場合は、経理部門で確認の上支払うものといたします。

9.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役は、監査等委員会との間で定期的に意見交換を行う機会を設けます。
・取締役および執行役員は、監査等委員が社内の重要な会議または委員会に出席する機会を確保いたします。
・監査等委員会と内部監査室ならびに会計監査人は、定期的な協議の機会を設け、情報交換、意見交換を通じてその連携を強化いたします。

【整備の状況】
＜リスク管理体制＞
・投資パフォーマンス
　プライベート・エクイティ投資では、当初想定したパフォーマンスが得られないリスクがあります。そのため、投資にあたっては、数多くの投資対象先から絞り込んだ投資候補先企業を、投資部門だけの判断ではなく、投資調査担当部署による独自の評価を求めた上で、投資委員会において投資判断を行っております。また、投資実行後は、投資先の状況を随時把握し、投資部門およびビジネスディベロップメント活動の専門部署と協働して、投資先企業の投資価値向上のための活動に努めております。

・情報管理に係る社内体制の状況
　当社グループには、取引先に関する重要な情報や個人情報が存在しております。当社では情報管理に関する基本的な事項を「情報管理規程」に定め、また個人情報の取扱いに関してはプライバシーポリシーを制定して当社ウェブサイトにおいて公表し、これらに関連する社内規程を設けております。今後も継続的に全社的な対応を図り、情報管理体制の充実に努めてまいります。

【参考資料：業務執行・経営の監督の仕組み】をご覧ください。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨みます。その旨を内部統制システムの整備に関する基本方針その他の社内規則に定めるとともに、日常の業務活動やコンプライアンスに関する研修等において役職員の意識の向上を図るなど、反社会的勢力排除に組織全体として取り組んでおります。

また、反社会的勢力による投資活動その他の企業活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、反社会的勢力の排除に取り組むための対応部署を設置し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しております。さらに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、その定例会への出席や会報等を通じて関連情報を収集し、最新の動向を把握するように努めるとともに、近隣企業との連携を深めております。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

a）会社情報の適時開示に係る社内体制について
　当社グループでは、事業活動を遂行する上で必要な情報資産を保護するため、情報管理に関する基本的事項ならびにその責任体制を「情報管理規程」で定めるとともに、当社の重要事実に関する管理方法等を定めた「内部者取引管理規則」を制定しております。
当社グループの情報開示に係る体制は以下のとおりであります。
　情報管理の全社的な責任者として、管理担当役員を情報管理統括責任者としております。
　重要な決定事実は、定期又は臨時に開催される会社の機関において決定され、管理担当役員は当該機関に出席して当該決定事実を承知することになります。また、重要な発生事実は、所管部長がこれを確認し、所管の役員を通じ、直ちに職務上関係のある役員およびコンプライアンス・オフィサーである管理担当役員に報告いたします。このような体制により、重要な決定事実および重要な発生事実は管理担当役員に一元的に集約されます。
　当社は重要事実をできる限り早期に公表することを原則とし、それにあたっては、当該情報の所管部長、情報管理統括責任者、コンプライアンス・オフィサー及び管理部長が協議し、代表取締役又は取締役会の承認の上、管理部を窓口として公表いたします。

b）会社情報の適時開示に係る社内体制のチェック機能
　内部監査室が、会社情報を適時かつ適切に開示するための情報開示体制が適切に構築・運用されているかを監査します。

【参考資料：会社情報の報告・開示体制】をご覧ください。

## 【参考資料：業務執行・経営の監督の仕組み】

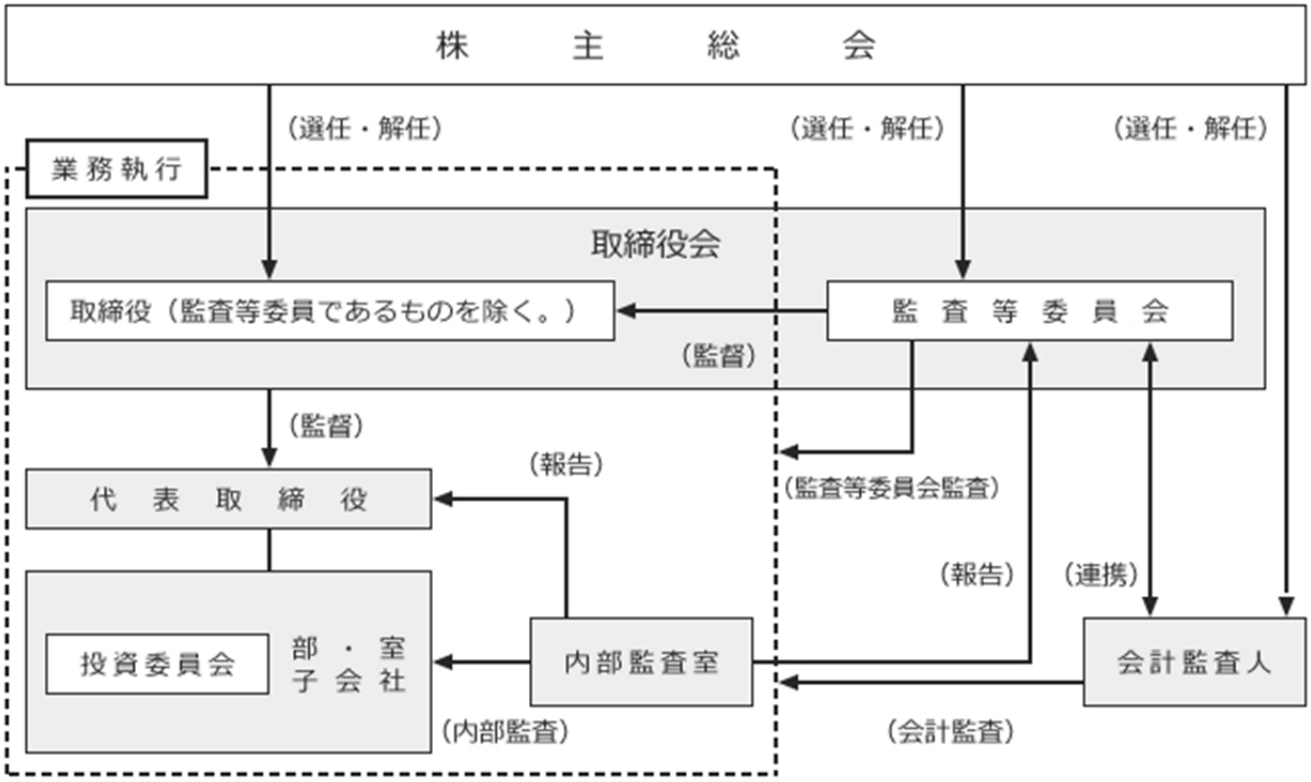

## 【参考資料：会社情報の報告・開示体制】

